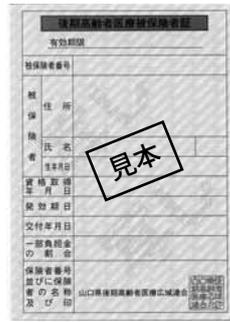


◆後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へ◆

保険証と保険料についてのお知らせ

① 保険証の更新について

◆新しい保険証は
みどり色です



▲ 8月1日からの
保険証 (みどり色)

現在お使いいただいている「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日までとなっております。

8月1日からお使いいただく新しい保険証(みどり色)は7月中旬頃に被保険者のお宅に簡易書留でお届けします。現在お持ちの保険証(うすいむらさき色)は、8月1日以降使用できませんので各自で処分してください。(返却は不要です)

※簡易書留は受け取り印が必要になりますので、入院などでご不在の場合には、保険証が受け取れないことがあります。住所以外に送付を希望される場合は、事前に各総合支所・出張所で

送付先変更の手続きをしてください。(印鑑が必要になります)

◆点字シールを貼った 保険証をご希望の方へ

新しい保険証に「保険証」、封筒に「保険証在中」と点字シールを貼ってお送りします。

ご希望の方は、健康増進課医療保険班へ6月29日(金)までにご連絡いただきますようお願いいたします。

② 保険料について

◆保険料額決定通知書の 送付について

平成24年度の保険料について、保険料額決定通知書と納入通知書を7月中旬にお送りします。

納付方法や納期限は、通知書に記載されていますのでご確認ください。

◆保険料の納め方は 次の2つの方法によります

○特別徴収

(年金からの天引き)となる方
昨年12月1日までに後期高齢者医療

保険の被保険者となり、年金の受給額が年18万円以上の方で介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない方が対象となります。

※「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。

○普通徴収

(納付書または口座振替での納付)となる方

特別徴収に該当されない方は、普通徴収となります。(口座振替の手続きをされていない方は納付書での納付となります)

◆保険料のお支払い方法を 口座振替に変更できます

納付書でのお支払い対象の方で口座振替への変更をご希望される場合は、振替を希望する金融機関へ①振替口座の預金通帳②通帳のお届け印をお持ちいただき、手続きをお願いします。

すでに特別徴収(年金からのお支払い)の方も、役場の窓口へ申請することにより、保険料の支払い方法を、特

別徴収から口座振替(金融機関口座からのお支払い)へ変更することができます。手続きは最初に、振替を希望する金融機関で口座振替の手続きをお願いします。その後、役場の窓口へ「口座振替依頼書(お客様控)」をお持ちになり「納付方法変更申出書」を提出してください。

また、すでに口座振替で納付いただいている場合は、役場の窓口へ「納付方法変更申出書」のみを提出してください。(口座振替の申し込みだけでは特別徴収は中止となりません)後期高齢者医療保険の被保険者本人だけでなく、家族などの口座からも口座振替ができます。口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った人(支払った家族など)に適用されます。

※世帯全体の所得税や住民税の税額が少なくなる場合があります。

◆問い合わせ

健康増進課 医療保険班
☎0820(77)5502